

徳島県告示第二百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 日 時                          | 場 所                                               | 案 件                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和六年六月二十四日<br>（月曜日）午前十時から    | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南<br>七三<br>徳島県西部総合県民局美馬庁舎二<br>〇二会議室 | 大湊山鳥獣保護区特別保護地区（美馬市、既指定、面積八ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について    |
| 令和六年六月二十四日<br>（月曜日）午前十一時から   |                                                   | 箸蔵鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百六十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について   |
| 令和六年六月二十四日<br>（月曜日）午後一時から    |                                                   | 竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について    |
| 令和六年六月二十五日<br>（火曜日）午後一時三十分から | 徳島市新蔵町一丁目六七<br>徳島県徳島合同庁舎新館三階入札<br>室               | 大神子鳥獣保護区特別保護地区（徳島市、既指定、面積百八十六ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について |
| 令和六年六月二十五日<br>（火曜日）午後三時から    |                                                   | 中津峰鳥獣保護区特別保護地区（徳島市、既指定、面積二十二ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について  |

備考 公聴会に関する問合せ先

一 大湊山鳥獣保護区特別保護地区、箸蔵鳥獣保護区特別保護地区及び竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話〇八八三一五三一二〇六三

）

二 大神子鳥獣保護区特別保護地区及び中津峰鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関

する件

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話〇八八―六二六―八五八二）